

# 東北 VALUE SIGHT

秋田



あきた知的財産事務所 弁理士  
**齋藤 昭彦** (さいとう・あきひこ)

2001年 慶應義塾大学大学院 修士課程修了  
2007年 弁理士登録  
2012年 あきた知的財産事務所設立  
2015年現在 日本弁理士会東北支部 副支部長

あきた知的財産事務所  
秋田市川元小川町4番8号  
TEL 018-893-5115・FAX 018-893-5114  
URL: <http://www.akita-pat.pro>

知的財産とは、アイデアやブランドなど、財産的価値を有する情報のことをいい、特許権や商標権を活用することにより、利益率の改善やブランド力の向上が期待できる。

弁理士の齋藤昭彦氏は、「経営資源の限られている中小企業にこそ知的財産の有効活用をしてもらい、オンリーワンの物づくりに役立ててほしい」と語る。中小企業の支援を通じて地域の活性化につなげたいという思いを強く持っている。

## 知的財産で地域の活性化を

### 知的財産の普及活動

私は、3年前に妻の実家がある秋田市に移住し、私と同じく弁理士の妻とともに特許事務所を設立した。それ以来、地域の活性化のために自分に何ができるのかと、試行錯誤を重ねてきた。

最初に取り組んだことは、知的財産の普及活動である。知的財産とは、アイデアやブランドなど、財産的価値を有する情報である。特許権や商標権という言葉を知ると、自社には関係ないと思える経営者の方が多いが、どの企業も独自のアイデアでビジネスをして、独自のブランドを持っているはずである。そのことに気づいてもらい、自社の知的財産を適切に守る方法を知ってもらうために、各地で知的財産に関するセミナーを実施している。まだ十分な取り組みとは言えないものの、「最近、知的財産の話をよく聞かぬ。」と言われることがあり、取り組みの成果が少しずつ表れてきていると感じている。

また、知的財産教育のニーズの高まりを受けて、秋田県や山形県の高校、高専、大学等で、知的財産に関する授業を実施している。これからも、こうした授業を通じて、将来地域を背負って立つ学生の皆さんに対して知的財産を大切に作るマインドを醸成していきたい。

### 知的財産の有効活用

特許権を取れば何もしなくてもお金が儲かる、というわけではない。特許権を維持するためには毎年特許料を支払う必要があるため、何もしなければ、むしろお金は減っていくことになる。特許権は、自

らが独占的に使用して新製品を販売したり、他社にライセンスしたりすることによって初めて利潤を生むのである。特許権によって他社の追随を食い止めることができれば、価格競争に陥ることなく、高い利益率を確保することができる。同様に、商標権もそれ自体が利益を生むことはないが、自社の商品やサービスに使用し、消費者に認知されることによって、ブランドとしての価値を高めることにつながる。

地域の企業の大部分は中小企業であり、中小企業が元気になれば、その地域も活性化する。中小企業はヒト、モノ、カネといった経営資源が少なく、付加価値の高いオンリーワンの商品やサービスで勝負する必要がある。特許権や商標権は、そのアイデアやブランドがオンリーワンであることを国が認めてくれた証であり、さらに言えば、独占的に使用できる権利である。ならば、中小企業こそが、特許権や商標権を有効に活用し、オンリーワンの商品やサービスに経営資源を集中していくべきではないだろうか。

また、特許権や商標権は、一企業が独占的に使用するだけでなく、地域内の連携強化の手段としても活用できる。地域の自治体、大学、企業が連携して地域発の特許製品を開発したり、地名を冠した地域ブランドを保護する地域団体商標を取得したりすることにより、地域の活性化につなげることができる。

### 食品の輸出拡大に向けた支援

地域の貴重な財産の一つとして、食文化が挙げられる。私は関東出身であるが、東北の食文化の奥深

さには驚かされることが多い。

近年、地域の食文化を生かした食品を開発し、海外に積極的に輸出する動きが見られる。政府も、2020年までに農林水産物および食品の輸出額を1兆円に増やすという目標を前倒しで実現することを目指している。海外への輸出については、必ずと言って良いほど商標の問題が出てくる。商標権については、従来は、中国などで日本の地名が登録されるといった抜け駆け商標登録の対策が中心だった。しかし、中国における商標の登録数は飛躍的に増大しており、先登録の商標によって日本企業の商標が登録されないリスクが高まっている。そこで、私は、単なる手続きの代理ではなく、既に登録されている商標を調査しながら、どの国にどのような商標を出願すべきか（漢字が良いのか、ローマ字が良いのか等）を顧客とともに一緒に考えるようにしている。手間がかかる作業ではあるが、地域発の食品が世界に羽ばたくお手伝いができるのであれば、労を惜しむ理由はない。

### 弁理士知財キャラバンの展開

日本弁理士会では、地域における知的財産活動の活性化のために、中小企業支援に力を入れている。今年度は、新たな中小企業支援策として、弁理士が中小企業を訪問してコンサルティングを行い、知的財産の積極的な活用を促す「弁理士知財キャラバン」を全国展開する。東北においても、東北の弁理士によって組織される「東北キャラバン」を立ち上げて、今年の10月以降、コンサルティングを希望する東北

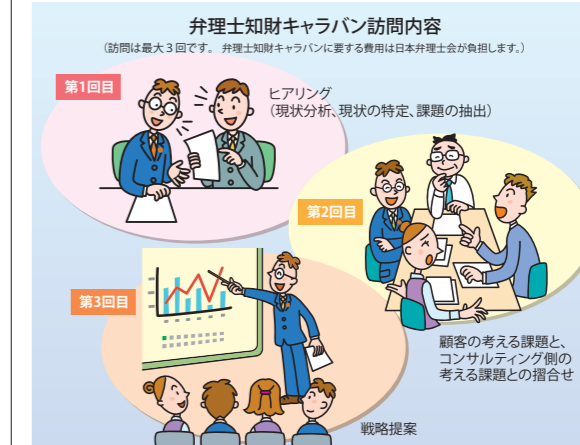
の中小企業を訪問する予定である。企業訪問に必要な費用は日本弁理士会の負担となっており、自社製品の開発を検討しているが、今まで弁理士に相談したことがない、といった中小企業の方々にぜひお勧めしたい。

この弁理士知財キャラバンをはじめとし、東北の弁理士たちは、互いに切磋琢磨しながら、中小企業を支援し、知的財産の有効活用を通じて、東北全体の活性化につなげていきたいと考えている。今後の弁理士の活動に期待していただきたい。

#### 弁理士知財キャラバンとは・・・

さらに上を目指す中小企業に、知財経営コンサルティングスキルをもった弁理士を派遣し、共に課題を解決します。

弁理士とは・・・  
知的財産に関する専門家として、特許出願等の代理業務を行います。さらに、知的財産権の保護、利用促進をもって経済・産業の発展に資することが私たちの使命です。貴社の業績アップのため、是非、この機会に弁理士知財キャラバンをご利用下さい



〈対象〉 中小企業基本法第2条にいう中小企業者

訪問をご希望の方は、こちらまでご連絡ください!

日本弁理士会 広報・支援室 弁理士知財キャラバン担当  
電話 03-3519-2709 FAX 03-3519-2706 e-mail: [caravan@jpaa.or.jp](mailto:caravan@jpaa.or.jp)  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館

日本弁理士会 弁理士知財キャラバンPR広告